		別		別	
(略)	石綿障害予防規則 第四十六条の二第一項の規定による 第四十六条の二第一項の規定による 新個人票の作成	(略) ま第二(第五条、第六条及び第七条関係)	表二~表四 (略) [(略)	第二十一号) 第二十一号) (略) (略) (略) (略) (第三条及び第四条関係) 書面の保存 新個人票の保存 表一 表一	改正後
(略)	石綿障害予防規則 第四十一条の規定による石綿健康診	(略)	表二~表四 (略)	第二十一号) (新設) (新設) お二十一号) (新設) を一 (略) (野四十一条の規定による石綿健康診 表一 (略) (新四十一条の規定による石綿健康診 を) (新三条及び第四条関係)	改 正 前

(傍線部分は改正部分)